



平成 17 年 8 月 9 日

各 位

上 場 会 社 名	ニッシン債権回収株式会社
代 表 者	代表取締役社長 天 野 量 公 (東証マザーズ コード番号: 8426)
問 合 せ 先	経 営 企 画 部 長 山 口 達 也
電 話 番 号	(代 表) 0 3 - 5 3 2 6 - 3 9 7 1

新株予約権方式によるストックオプションの払込金額（行使価額）等確定に関するお知らせ

平成 17 年 7 月 19 日開催の取締役会において決議した、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づきストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な発行内容のうち、未定となっておりました払込金額（行使価額）等につき、本日確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．新株予約権発行日

平成 17 年 8 月 9 日とする。

2．発行する新株予約権の総数

合計 655 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株）とする。

3．新株予約権の発行価額

無償とする。

4．新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 655 株とする。

5．新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権 1 個あたり 206,195 円

株式 1 株あたり払込金額（行使価額） 206,195 円

行使価額は、平成 17 年 7 月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.10 を乗じた金額といたしました。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額

135,057,725 円

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組み入れる額

1 株あたり 103,098 円

8. 新株予約権の行使期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 22 年 6 月 30 日までとする。

9. 新株予約権の割当を受ける者

当社、当社の子会社の取締役、顧問及び従業員（当社就業規則に定める社員及び嘱託社員、パート社員）のうち当社取締役会が認めた者合計 43 名に割当る。

ご参考

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 17 年 5 月 30 日

2. 第 4 期定時株主総会の決議日 平成 17 年 6 月 21 日

3. 本新株予約権発行の取締役会決議日 平成 17 年 7 月 19 日

4. 当社は、平成 17 年 8 月 4 日開催の取締役会において、平成 17 年 9 月 30 日を割当基準日として、平成 17 年 11 月 21 日付で普通株式 1 株を 2 株に株式分割することを決議しておりますので、本新株予約権の行使価額を平成 17 年 10 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

調整後 行使価額	調整前 行使価額
103,098 円	206,195 円

以上